

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 3 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	まやま自治会
施設所管課	岩出山公民館

1. 施設名

施設名	大崎市真山地区公民館(大崎市真山活性化センター) 大崎市真山ふるさと交流農園 大崎市真山屋内運動場	施設の住所	(真山地区公民館・真山屋内運動場) 大崎市岩出山字上真山下外道13番地2 (ふるさと交流農園) 大崎市岩出山字上真山反目14番地3 他
		電話番号	0229-77-2567

2. 施設の概要

設置年月日	公民館 平成15年7月1日 農園 平成18年5月1日 運動場 平成28年4月1日	設置条例等	大崎市公民館条例(平成18年大崎市条例第126号) 大崎市真山ふるさと交流農園条例 (平成18年大崎市条例第39号) 大崎市体育施設条例(平成18年大崎市条例第138号)
設置目的	・教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する。 ・自然豊かな農村空間と農作業体験の場を提供し、農業と農村に対する理解を深めるとともに、都市と農村の交流推進による地域の活性化を目指す。 ・スポーツの振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与する。		
施設の内容	(公民館)敷地面積:21904㎡ 延床面積:485.72㎡ 研修室・小会議室・和会議室・学習室・調理実習室・シャワー室・事務室 (農園)敷地面積:13911㎡ 貸農園40区画(1区画50㎡) (運動場)敷地面積:1922.68㎡ 延床面積:630.00㎡ 鉄骨造、砂入人工芝		
利用料金	(公民館区分)午前 9:00～13:00 午後 13:00～17:00 夜間 17:00～21:00 研修室:1,300円 小会議室:500円 和会議室:500円 学習室:500円 調理実習室:1,300円 シャワー室:100円(1回30分) (貸農園) 40区画(1区画50㎡) 1区画当たり 5,000円(年間) (運動場区分)午前9:00～午後9:00 一般1時間:640円 高校生以下1時間:320円(小学生から高校生)		
閉館日、開館時間	閉館日:(公民館)12月29日から翌年の1月3日まで (運動場)月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までの日 開館時間:開館時間:午前9時から午後9時まで ※農園については、閉館日、開館時間の規定なし		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 24 年度～平成 26 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 まやま自治会
平成 27 年度～平成 29 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 まやま自治会
平成 30 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 まやま自治会

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 3 年度(ア)	令和 2 年度(イ)	(ア) - (イ)
------------	------------	-----------

14,632 千円	13,762 千円	870 千円
-----------	-----------	--------

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): 1.生涯学習事業に関する業務 2.管理物件の利用許可等に関する業務 3.管理物件の維持管理に関する業務
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 2 年度	1,768	1,442	1,496	1,583	1,529	1,474	1,761	1,625	1,535	1,483	1,873	2,050	19,619
令和 3 年度	2,254	1,457	1,990	1,615	1,887	1,297	1,699	1,633	1,533	1,599	1,198	2,003	20,165

主な増減要因	増加の要因として考えると、 旧真山小学校跡地等利活用についての説明会が2回開催 本館を活用しての地域人による味噌づくりの回数が増加。 などが増加の要因として考えられる。 しかし、増減については特にこれまでと変わらないとも考えることができる。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 2 年度	112	0	2	2	4	5	2	10	7	11	14	10	179
令和 3 年度	116	6	4	4	15	1	7	8	6	29	46	44	286

主な増減要因	増加の大きな要因は、冬季間の屋内運動場利用について、スポーツ少年団等の活動自粛により、減免の適用を受けない個人での利用が増えたことによると考える。 この利用については疑問を持ちながら「あくまでも個人」「小集団での利用」ということで貸しましたが、適切な貸し方であるかは疑問である。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

サービス

- ファクシミリによる貸館申請を受理する(電話での確認が必要)。
- 農園利用者への丁寧な作付け収穫等のお手伝い。
- さき織り教室、ヨガ教室などの参加者募集を個別に連絡を取り確認している。(利用者増への取り組み)

利用者増

- 講座や教室の年間予定を公民館だよりで早めに周知している。
- 本館や屋内運動場利用者へ丁寧な説明をしている。
- 利用者の要望に沿った貸館ができるよう配慮している(鍵の前もっての貸与など)。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- 鍵を当日受け取りに行くことができない場合は、鍵の前もって貸与している。返却場所についても郵便受けで行っている。
- 利用のキャンセルについても、電話での連絡で済ませることができるようにしている(これまでは、申請者が来館でキャンセルしていた)。
- 屋内運動場の利用については説明会を開催し、要望等をいただく機会を持っている(ファクシミリによる申請、キャンセルの電話など)。
- 農園利用者には、利用説明会を開催し、有害鳥獣による被害があることを説明している。

(5)施設の管理運営における課題

本館の予算では賄うことができない改修や修繕

- 公民館本館の屋根の塗装塗替え。(平成17年の設置以降屋根の塗替えは行われておらず、部分的な痛みが見られる。)
- 本館内の蛍光灯のLED化。
- 利用ができない屋外トイレの改修か解体、あるいは改修して倉庫としての利用(本館の倉庫部分が不足しているので倉庫として活用することも考えている)。
- 農園の有害鳥獣対策。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	◎	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	◎
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	◎
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	◎	◎

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	－	－

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	◎	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価		評価の考え方
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

スタッフ全員が防火管理者講習受講による有資格に努め、安全管理や緊急時のマニュアルも整備されており、危機管理意識の高さを評価します。

施設管理については、農園を含めた広範な敷地面積にもかかわらず管理が行き届いており、利用者が気持ちよく施設を利用されていることがうかがえます。

事業については、利用者の意見を聞き取り、ニーズを反映した講座等が企画・開催されており、利用者の満足度の向上につながっているものと思われます。今後も基本に忠実な運営と地域ニーズに合った事業展開を期待しています。

